

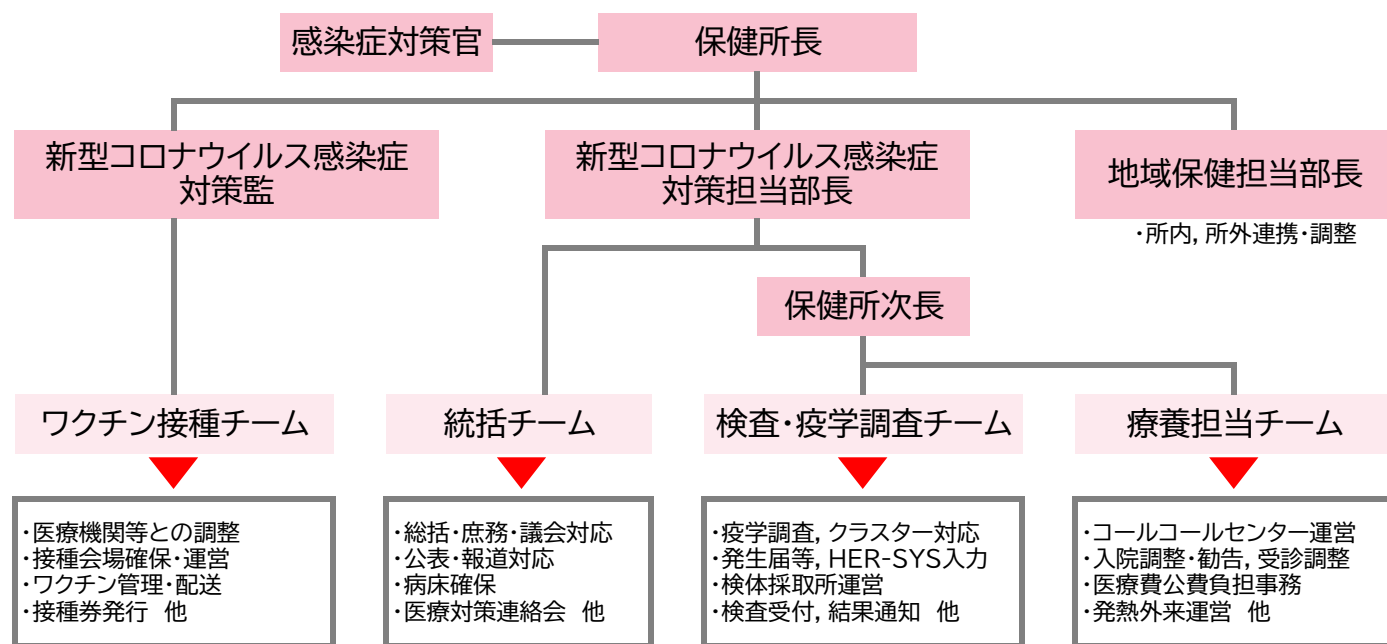
旭川市保健所 新型コロナウイルス感染症対策概要【感染対策編】

令和2年2月に市内で初確認され、令和5年5月の5類移行までの約3年間に9万人を超える市民が感染した新型コロナウイルス感染症に対し、本市では令和2年1月29日に関係部長会議を開催して以降、同年4月9日に市対策本部会議を設置し、様々な緊急対策を講じてきました。

保健所においては専担組織を設置し、予防啓発、相談、疫学調査、行政検査、移送、受診・入院調整など感染症に関する一連の対策を実行するとともに、5基幹病院や医師会等と協議を重ねながら感染拡大防止と医療提供体制の強化に取り組みました。

令和4年4月1日現在

■ 組織体制



■ 統計データ(令和2年2月22日～令和5年5月7日)

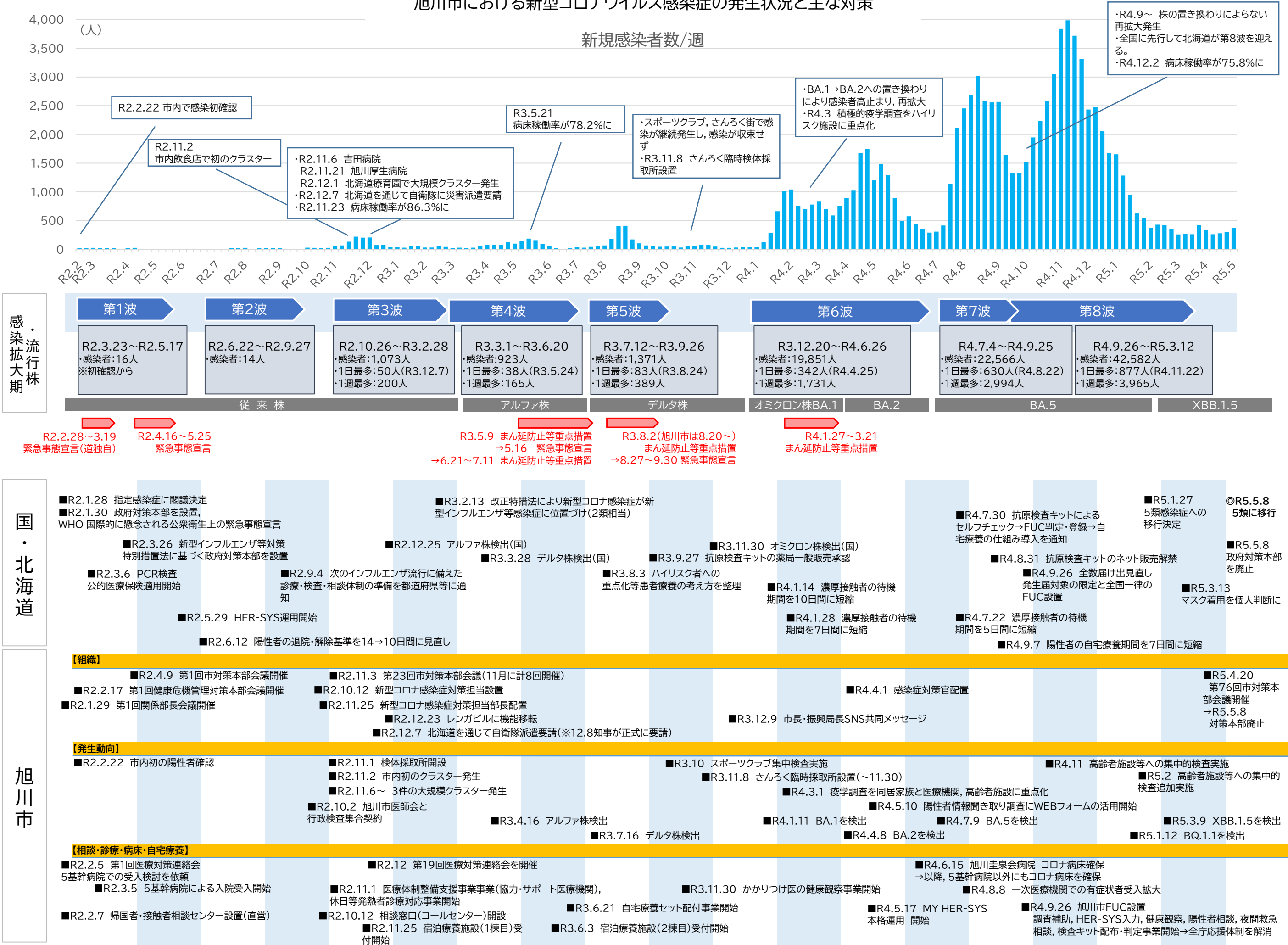
① 感染者数	91,356 人	⑨ 相談件数(コールセンター・FUC)	131,457 件
② 死亡者数	351 人	⑩ 協力・サポート医療機関(最大)	38 件
③ クラスター認定件数	505 件	⑪ 入院勧告件数	4,587 件
④ 行政検査件数(市内全体)	468,641 件	⑫ コロナ病床確保数(最大)	217 床
⑤ 行政検査件数(衛生検査課分)	59,776 件	⑬ コロナ病床使用数(最大)	163 床
⑥ 保健所検体採取数	83,665 件	⑭ コロナ病床稼働率(最大)	86.3%
⑦ 移送件数(患者・移動困難者)	3,108 件	⑮ 職員体制(感染対策・最大)	85 人
⑧ 自宅療養セット配付数	63,980 件		

■ 事業規模(決算額)

令和元年度	1,800 万円	令和2年度	4億8,400 万円
令和3年度	14億5,200 万円	令和4年度	42億4,600 万円
令和5年度(決見)	9億7,100 万円	合 計	71 億7,100 万円

※令和5年度は5類移行後の段階的移行措置も含めた令和6年3月末決算見込み額

旭川市における新型コロナウイルス感染症の発生状況と主な対策



組織・人員体制

- ・令和2年10月に一連の新型コロナ対策を担う専担組織を設置し、担当部長を配置して体制強化を図るとともに、兼務発令、所内応援及び全庁応援体制により感染拡大期の業務増に対応した。
- ・冬期観光客の受入対応を協議した関係部長会議の開催に始まり、健康危機対策本部会議開催や新型コロナウイルス感染症対策本部会議設置（法定）により、参集範囲等を拡大し、全庁的な対策を講じた。

相談窓口

- ・令和2年2月に帰国者・接触者相談センター（直営）を設置したが、冬期の感染拡大に備えるため、令和2年10月に24時間コールセンターを設置し、同年11月からは発熱外来を案内する受診相談を開始した。
- ・令和4年9月の全数届出見直しに合わせてフォローアップセンター（FUC）を設置し、陽性者（自宅療養者）の24時間健康相談窓口を開設した。

疫学調査・クラスター対応

- ・感染拡大防止を図るため、聞き取り調査・検査による感染源の特定と濃厚接触者の行動制限による積極的疫学調査を実施。令和4年のオミクロン株以降は感染者数の増加に対応するため、調査対象を同居家族と高齢者施設等に限定して重点化を図るとともに、感染症対策官を配置し、クラスター発生施設の現地に入り、感染管理指導等を行った。
- ・令和2年11月の大規模クラスター発生時には、JMATやDMAT、国立感染研等の支援及び自衛隊の災害派遣により対応した。

検査体制

- ・検体採取所の設置、衛生検査課のPCR機器の増強、市内医療機関への検査委託を行い、検査能力の強化を図った。
- ・令和4年度には感染力の高いオミクロン株に対応するため、高齢者施設等への集中的検査事業や、FUCによる抗原検査キット配布・陽性判定・登録事業など、抗原検査キットを活用した検査事業を実施した。

医療提供体制

- ① 外来診療体制
かかりつけ患者に限定しない診療体制として、協力・サポート医療機関（内科等・小児科）や休日当番医による外来診療体制を構築し、コールセンターと連動しながら受診先の相談、案内を行った。
- ② 入院医療体制
保健所、5基幹病院及び医師会等で構成する医療対策連絡会を設置し、コロナ病床の確保や輪番制の導入を進めたほか、入院調整を保健師等が実施した。
- ③ 自宅療養支援
重症化リスクの高い者への医療提供を優先するため、軽症者は自宅療養が原則とされたことから、自宅療養セットの配付や健康観察、体調悪化時の相談体制整備など、自宅療養者の支援体制を構築した。

広報・予防啓発

- ・個人情報の取扱いに留意しながら随時記者会見や報道発表を行うとともに、SNSやフリーペーパーなど様々な手法を用いながら、市内の感染状況や集団発生の情報提供及び予防啓発活動を行った。

移送体制

- ・感染症法に基づく患者の移送及び移動困難者の移送について、保健所、消防本部、委託先民間事業者により、24時間体制で対応した。